

○総務省令第 号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五第四項の規定に基づき、住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年 月 日

総務大臣 高市 早苗

住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令

住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第二十一条の二 法第三十条の十五第四項に規定する総務省令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成二十六年総務省令第八十五号)第三十五条第一項第一号、第四号、第五号及び第七号に規定する事務</p>
改正前	<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第二十一条の二 法第三十条の十五第四項に規定する総務省令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成二十六年総務省令第八十五号)第三十五条第一項第四号、第五号及び第七号に規定する事務</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。